

## 公益財団法人 応用科学研究所

## 倫理規程

## 前 文

公益財団法人 応用科学研究所（以下「この法人」という。）は、その設立の趣意に基づき、公益目的実現のため一貫した事業を続けてきた。特に新しい公益法人制度の発足に伴い、公益法人の役割は益々重要性を増してきており、この法人もこの要請に積極的に応えていく必要がある。

このような認識の下に、この法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、その普及・定着を図ることとした。

この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的な行動と意思決定に生かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

## （組織の使命及び社会的責任）

第1条 この法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらねばならない。

## （社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めねばならない。

## （法令等の遵守）

第3条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

## （私的利益の禁止）

第4条 この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

## （利益相反の防止及び開示）

第5条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

## （情報開示及び説明責任）

第6条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、

財務資料等を積極的に開示し、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第 7 条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第 8 条 この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のために、絶えず自己研鑽に務めなければならない。

(規程遵守の監視)

第 9 条 この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規定の遵守状況を監視する。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、平成 23 年 1 1 月 1 日から施行する。(平成 23 年 1 1 月 1 日理事会議決)